

# 【重要事項説明書】

## ヘルパーステーション「恵の丘」

### 1 サービスの内容

- (1) 「訪問介護」は、利用者の居宅（自宅）において訪問介護員（ヘルパー）その他政令で定める者を派遣して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。
- (2) 事業者は、下記のサービス内容区分の中から指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供します。
- (3) サービス提供にあたっては、別添の「訪問介護計画書」に沿って計画的に提供します。

#### 【サービス内容確認表区分】

<身体介護>		<生活援助>
①起床介助	⑧食事介助	①調理
②就寝介助	⑨体位変換	②洗濯
③排泄介助	⑩服薬介助	③住居の掃除・整理整頓
④衣服の脱着	⑪通院等外出介助	④買い物
⑤整容介助	⑫移動・移乗介助	⑤薬の受取り
⑥身体の清拭・洗髪	⑬その他（                      ）	⑥衣服の整理・被服の補修
⑦入浴介助		⑦ベット・メイク
		⑧その他（                      ）

【ご注意】次のようなサービスは、介護保険上のサービスとして提供することはできませんので、ご了承願います。

1) 「本人の援助」に該当しないもの

…家族等のための洗濯・調理・買い物・布団干し、主として利用者が使用する居室以外の掃除、来客の応接（お茶の手配等）、自家用車の洗車 等

2) 「日常生活の援助」に該当しないもの

…庭の草むしり、花木の水やり、犬の散歩等ペットの世話、家具等の移動、大掃除、窓のガラス磨き、室内外家屋の修理、正月料理等の特別な調理 等

### 2 サービス提供責任者等

- (1) サービス提供の責任者は、次のとおりです。

尚、サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 連絡先（電話）：095-846-5655 \_\_\_\_\_

- (2) ヘルパーステーション「恵の丘」の職員体制は下記のとおりです。

介護福祉士9名以上（ホームヘルパー2級以上）。

- (3) サービスを提供する主な訪問介護員（ヘルパー）は次のとおりです。尚、事業者の都合により訪問介護員を変更する場合は、サービス提供責任者から事前にご連絡致します。

主な訪問介護員の氏名： \_\_\_\_\_

### 3 料金の支払い

- (1) 介護報酬に係わる利用者負担金は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の一割又は二割、三割です。(契約書別紙)  
ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。  
やむお得不い事情で、利用者又はその家族の同意を得て、二人で訪問した場合は、二人分の料金となります。
- (2) 利用者負担金はサービスを提供した翌月の 14 日又は 15 日に、ご指定の金融機関の口座から引き落としとなりますので、よろしくお願ひします。(＊又は「毎回現金でお支払いいただきますので、よろしくおねがいします。」)

### 4 サービスの中止

- (1) 利用者がサービスの利用の中止（キャンセル）をする際には、すみやかに次の連絡先（又は前記のサービス提供責任者）までご連絡ください。  
・連絡先（電話）：095-846-5655
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。当日の中止については、次のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください（ただし、**利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です**）。
- (3) キャンセル料は、利用者負担金の支払いに合わせてお支払いいただきます。  
利用日前日までは無料とさせていただきますが、**当日のキャンセルは一割負担の負担金100%の負担をお願いします。**

### 5 緊急時の対応

- (1) 24時間体制で事業所へ連絡取れる体制を整えています。

事業所主電話 095-846-5655  
管理者電話 090-7987-8182

- (2) 訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護支援の提供により緊急事態或いは事故が発生した場合には速やかに対応すると同時に、**主治医、ご家族（緊急連絡先）、居宅介護支援事業所、市町村介護保険課**に連絡をいたします。

- 一 訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録して希望に添い開示いたします。
- 二 訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行えるように保険会社に手続をとらせていただきます。

緊急連絡先 氏名 \_\_\_\_\_ 関係（ ） TEL \_\_\_\_\_  
携帯 \_\_\_\_\_

主治医 \_\_\_\_\_ 病院 TEL \_\_\_\_\_

### 6 苦情相談窓口

長崎市介護保険課 095-829-1163

長崎県国民健康保険連合会 095-826-7291

社会福祉法人 第三者委員会 法人監事 平山 陽子 095-846-5655

学識経験者 山頭 照美 095-846-5655

松尾 洋明 095-846-5655

当事業所苦情相談窓口 責任者 管理者 山崎 薫 095-846-5655

担当者 サービス提供責任者

## 7 その他

- (1) 利用者がヘルパーの交代を希望される場合には、できる限り対応しますので、前記のサービス提供責任者及び管理者までご相談ください。
- (2) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
  - ①ヘルパーは、医療行為や年金等の金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください（家事援助として行う買物等に伴う少額の金銭の取扱いは可能です）。
  - ②ヘルパーに対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。